

第2回米子市防災会議の参考資料

- 参考資料1～「防災対策を重点的に充実すべき地域の
範囲（EPZ）について」・・・1ページ
- 参考資料2～「EPZについての技術的側面からの検
討」・・・・・・・・・・・・・・5ページ
- 参考資料3～「災害対策基本法第42条（市町村地域
防災計画）」・・・・・・・・・・15ページ
- 参考資料4～「核燃料物質等の輸送時の防災対
策」・・・・・・・・・・・・・・19ページ

参考資料 1

「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）について」

第3章 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

3-1 地域の範囲の考え方

原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急に講ずべき応急対策は、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置である。

原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響を与えるまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の地形、住民の居住状況等により異なり、発生した具体的事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、限られた時間を有効に活用し、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせつつ「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（以下「EPZ：Emergency Planning Zone」という。）を定めておき、そこに重点を置いて原子力防災に特有な対策を講じておくことが重要である。この範囲で実施しておくべき対策としては、例えば、周辺住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等が挙げられる。

原子力施設からの放射性物質又は放射線の影響は、放出源からの距離が増大するにつれ著しく減少することから、EPZをさらに拡大したとしても、それによって得られる効果は僅かなものとなる。また、EPZ内においても、施設からの距離に応じて、施設に近い区域に重点を置いて対策を講じておくことが重要である。

なお、放射性物質によって汚染された飲食物の摂取による内部被ばくの影響については、飲食物の流通形態によってはかなりの広範囲に及ぶ可能性も考えられるが、飲食物の摂取制限等の措置は、原子力施設からの放射線や放射性プルームによる被ばくへの対応措置とは異なって、かなりの時間的余裕を持って講ずることができるものと考えられる。

3-2 地域の範囲の選定

EPZのめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものである。具体的には、施設の安全審査において現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し、また過去の重大な事故、例えば我が国の(株)ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）東海事業所臨界事故や米国のTMI原子力発電所事故との関係も検討を行った。この結果、EPZのめやすとし

て、表1に示す各原子力事業所の種類に応じた距離を用いることを提案する。

EPZのめやすについての技術的側面からの検討内容を、付属資料3に示す。

なお、このめやすは、原子力施設の特徴を踏まえて類型化し、余裕を持って設定したものであるが、特徴ある施設条件等を有するものについては、必要に応じ、当委員会において個別に評価し、提案することとする。

表1 各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす

施設の種類		EPZのめやすの距離 (半径)
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約8～10km
核燃料再処理施設		約5km
試験研究の用に供する原子炉施設(50MW以下)	熱出力 ≤ 1 kW	約50m
	1 kW $<$ " ≤ 100 kW	約100m
	100 kW $<$ " ≤ 10 MW	約500m
	10 MW $<$ " ≤ 50 MW	約1500m
	特殊な施設条件等を有する施設	個別に決定(※1)
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質(質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。)を臨界量(※2)以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状(溶液状、粉末状、気体状)、不定性状(物理的・化学的工程)で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約500m
	それ以外の施設	約50m
廃棄施設		約50m

※1：特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離

日本原子力研究所JRR-4 約1000m

日本原子力研究所HTTR 約200m

日本原子力研究所FCA 約150m

東芝NCA 約100m

※2：臨界量は、水反射体付き均一 UO_2F_2 又は $Pu(NO_3)_4$ 水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

ウラン(濃縮度5%以上) 700g⁻²³⁵U

ウラン(濃縮度5%未満) 1200g⁻²³⁵U

プルトニウム 450g⁻²³⁹Pu

3-3 具体的な地域防災計画の策定等に当たっての留意点

地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する範囲については、対象とする各原子力施設ごとにEPZのめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定める必要がある。

なお、これまで原子力発電所等が設置されている都道府県及び市町村において、地域防災計画（原子力災害対策編）が作成されている範囲は、変更する必要はないと考えられる。また、事故の形態によっては、EPZの外側であってもなんらかの対応が求められる場合も全くないとはいえないものの、その場合にもEPZ内における防災対策を充実しておくことによって、十分に対応できるものと考えられる。

EPZのめやすは、十分に安全対策が講じられている原子力施設を対象に、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定して、さらに、十分な余裕を持って示しているものであり、万一の緊急時の対応においても、その事態の影響の規模に応じEPZ内の一部の範囲において、あらかじめ準備された対策を重点的に講じることになると考えられる。したがって、平常時において安全であることはもちろん、日常生活になんら支障を及ぼすものではない。この点について原子力関係者が、周辺住民等の正しい理解が得られるよう適切な情報提供等に努めることが重要である。

また、原子力災害対策特別措置法において、原子力事業者は防災業務計画を都道府県、立地市町村と協議し、都道府県は、関係周辺市町村の意見を聴くこととされているが、この場合、EPZ内の市町村の意見を聴くことがまず基本となると考えられる。

なお、施設のEPZが原子力事業所の敷地に包含される場合、事業所外の対応としては、発生した事故の情報連絡、住民広報等の体制と周辺環境への影響の確認という観点も含めた、ある程度のモニタリング体制を講じておけば十分であると考えられる。

参考資料 2

**「EPZについての技術的側面
からの検討」**

EPZについての技術的側面からの検討

「第3章 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）として、各原子力施設の種類毎に、施設を中心とした距離のめやすを示し、具体的な防災計画を作成する地域については、これを基準に人口分布、行政区域、地勢等を考慮して定めることを提案した。

このめやすの距離を提案するために、技術的側面においては原子力施設からの距離と周辺住民等の被ばくの低減のために必要な措置をとるための判断に用いる指標線量との関連を検討した。

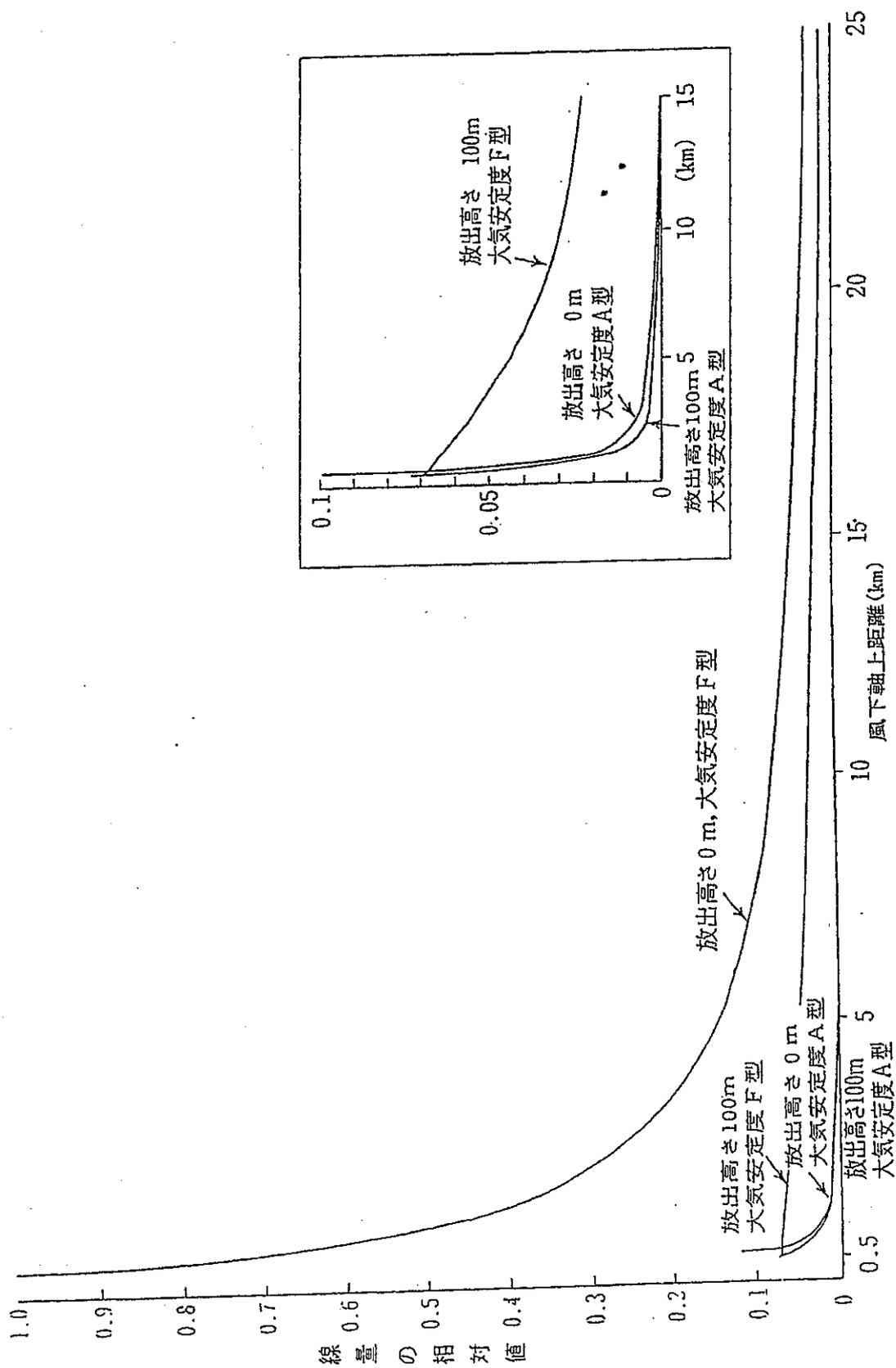
I 原子力発電所等のEPZについて

（昭和55年6月に検討されたものであるが、今回の事故等を踏まえても変更の必要はないものとする。）

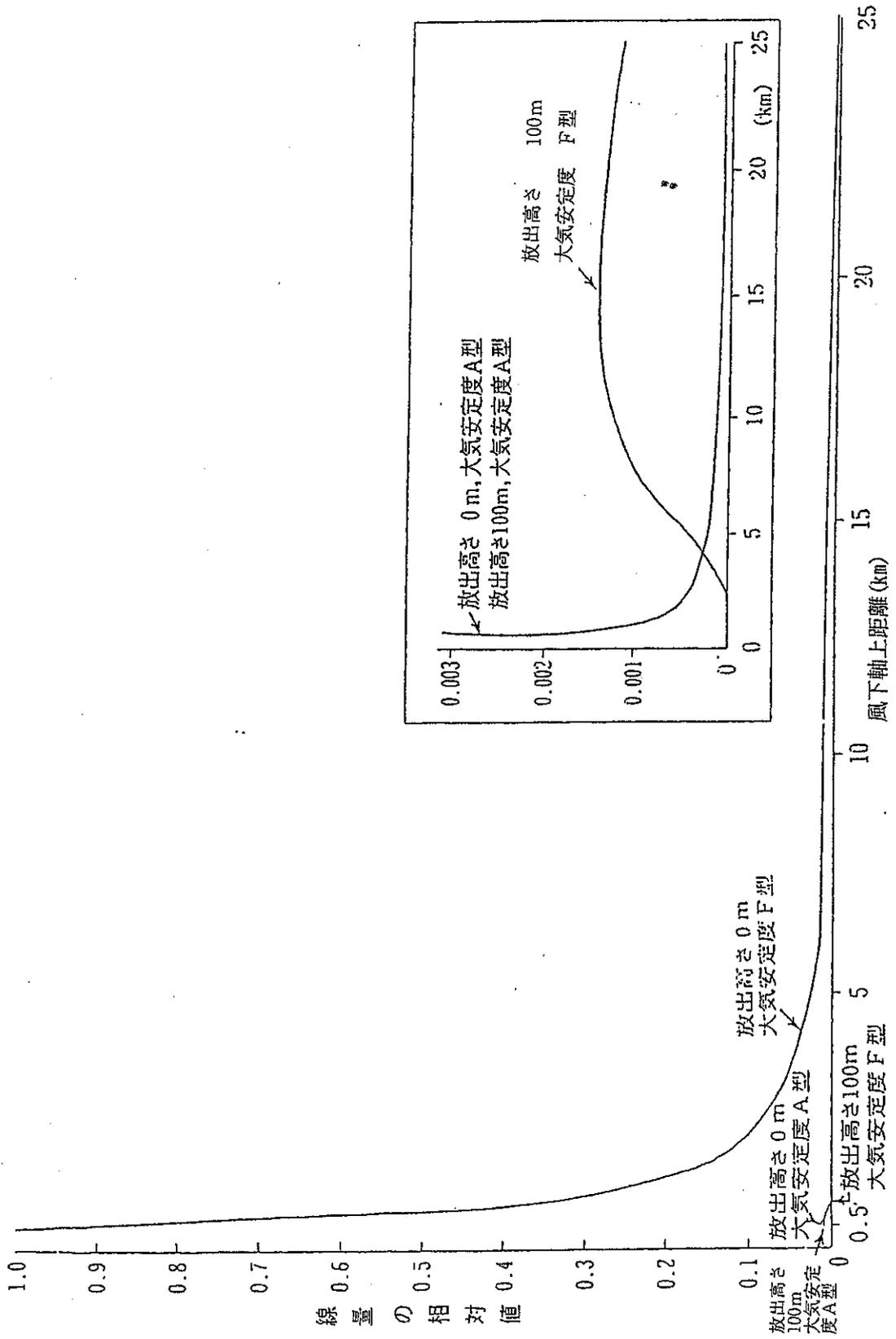
1. 第1図及び第2図に、昭和52年6月14日原子力委員会が決定した「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（本指針については、昭和55年10月の原子力安全委員会発足に伴い原子力安全委員会が引き継ぐ）における基本拡散式から求められた線量の相対値対風下軸上距離の関係を、それぞれ外部全身被ばくと小児甲状腺被ばくについてまとめたものを示す。

両図は、最も高い線量を与えることとなる地表面放出、F型の大気安定度において放出源から500mの距離における線量を1とした場合の放出源から風下方向への距離による線量の低減割合を示すものである。ケーススタディとして両図には、最も拡散しにくい型の大気安定度F型と最も拡散しやすい型の大気安定度A型の両方の拡散傾向について地表面放出と地上高100m放出を選び示した。なお、風速は1m/sとした。

第1図 外部全身線量の相対値 — 風下軸距離



第2図 小児甲状腺の等価線量の相対値 — 風下軸距離



2. 第3図から第6図までに沸騰水型原子力発電所（BWR）及び加圧水型原子力発電所（PWR）についての線量と風下距離の関係を示す。

これらの図を求めるに当たって放出条件としての放出高さはBWRは100m、PWRは60mとし、放出継続時間は24時間とした。気象条件については、厳しい条件を用いるとの観点から原子力発電所サイトの気象観測資料をもとに各サイトの各方位毎の24時間毎の年間の相対濃度を算出し、各相対濃度を小さい順番に累積し、その累積出現頻度が97%に当たる相対濃度を与える24時間以内の気象条件を選定した。

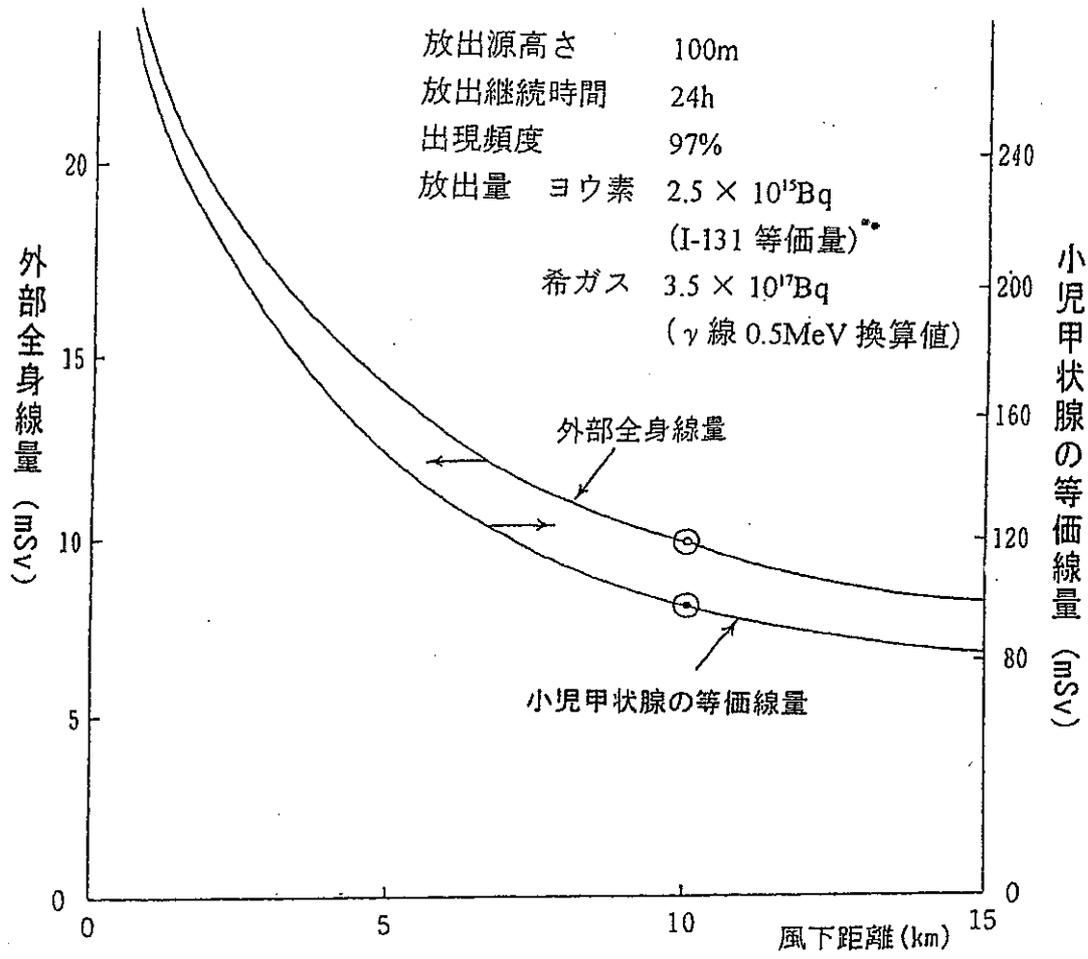
この放出条件及び気象条件を用い、BWR及びPWR別に単位放出率当りの最大線量と距離との関連を求め、放出源から8km及び10kmの距離において防護対策指標の下限值（外部全身線量10mSv及び小児甲状腺の等価線量100mSv）となる希ガス及びヨウ素の放出量を求めた。

したがって、これらの図に示される線量と距離の関係を示す拡散条件のパターンは、現実にはめったに遭遇しない厳しいもの（線量を高めに与えるもの）であることに留意すべきである。

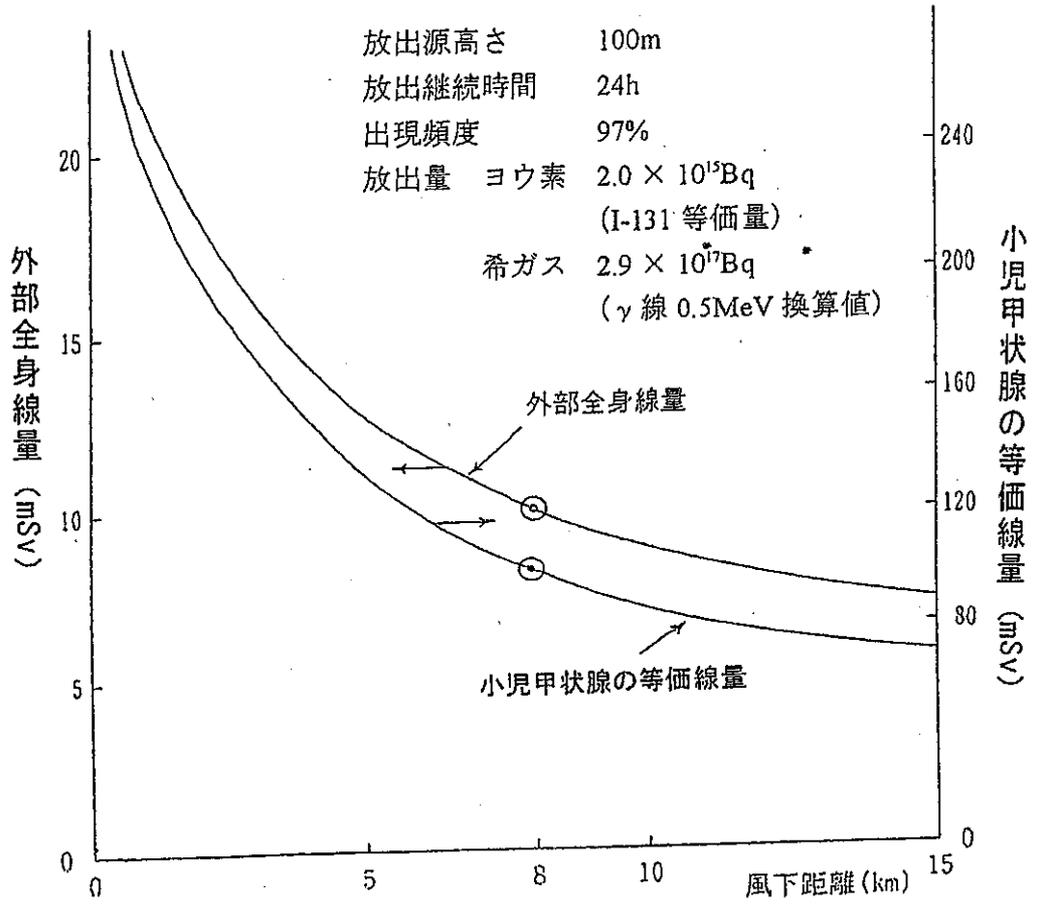
- (1) 第3図は、BWR発電所の拡散条件において放出源から10kmの距離で防護対策指標の下限值（外部全身線量10mSv及び小児甲状腺の等価線量100mSv）となる希ガス及びヨウ素の放出量を示したものである。
- (2) 第4図は、第3図と同様なものを放出源から8kmの距離について示したものである。
- (3) 第5図は、PWR発電所の拡散条件において放出源から10kmの距離で防護対策指標の下限值（外部全身線量10mSv及び小児甲状腺の等価線量100mSv）となる希ガス及びヨウ素の放出量を示したものである。
- (4) 第6図は、第5図と同様なものを放出源から8kmの距離について示したものである。

これらの結果は、放出源から8km及び10kmの区域の外側において屋内退避を必要とするような放出量は、炉内内蔵量に対して希ガス100%及びヨウ素50%が格納容器内に放出された際、格納容器から環境中に放出される量を相当に上廻る大きさでなければならないこと、また、その際8kmと10kmとで対応する放出量に顕著な差はないこと示している。

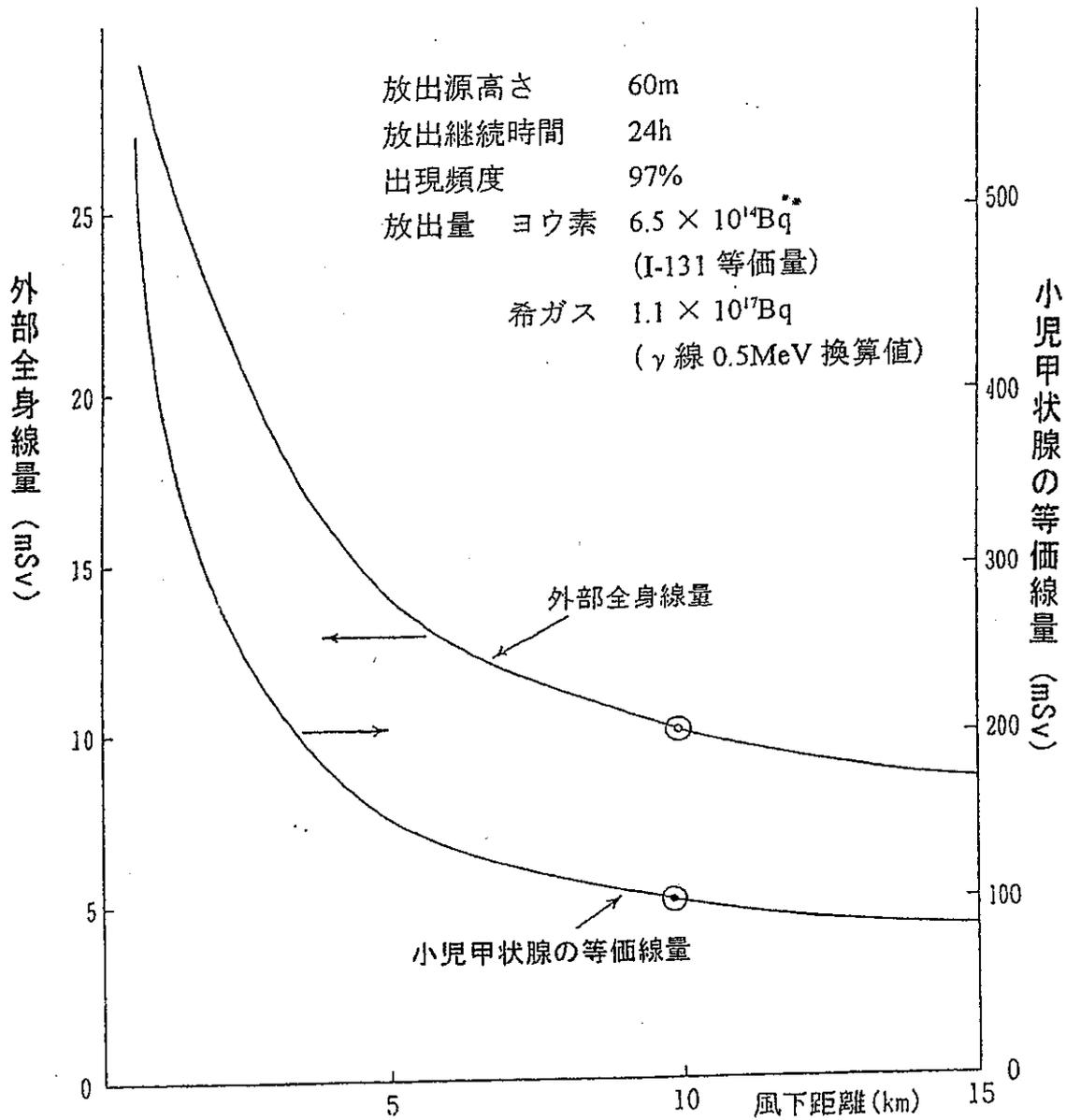
第3図 外部全身線量及び小児甲状腺の等価線量 (BWR)



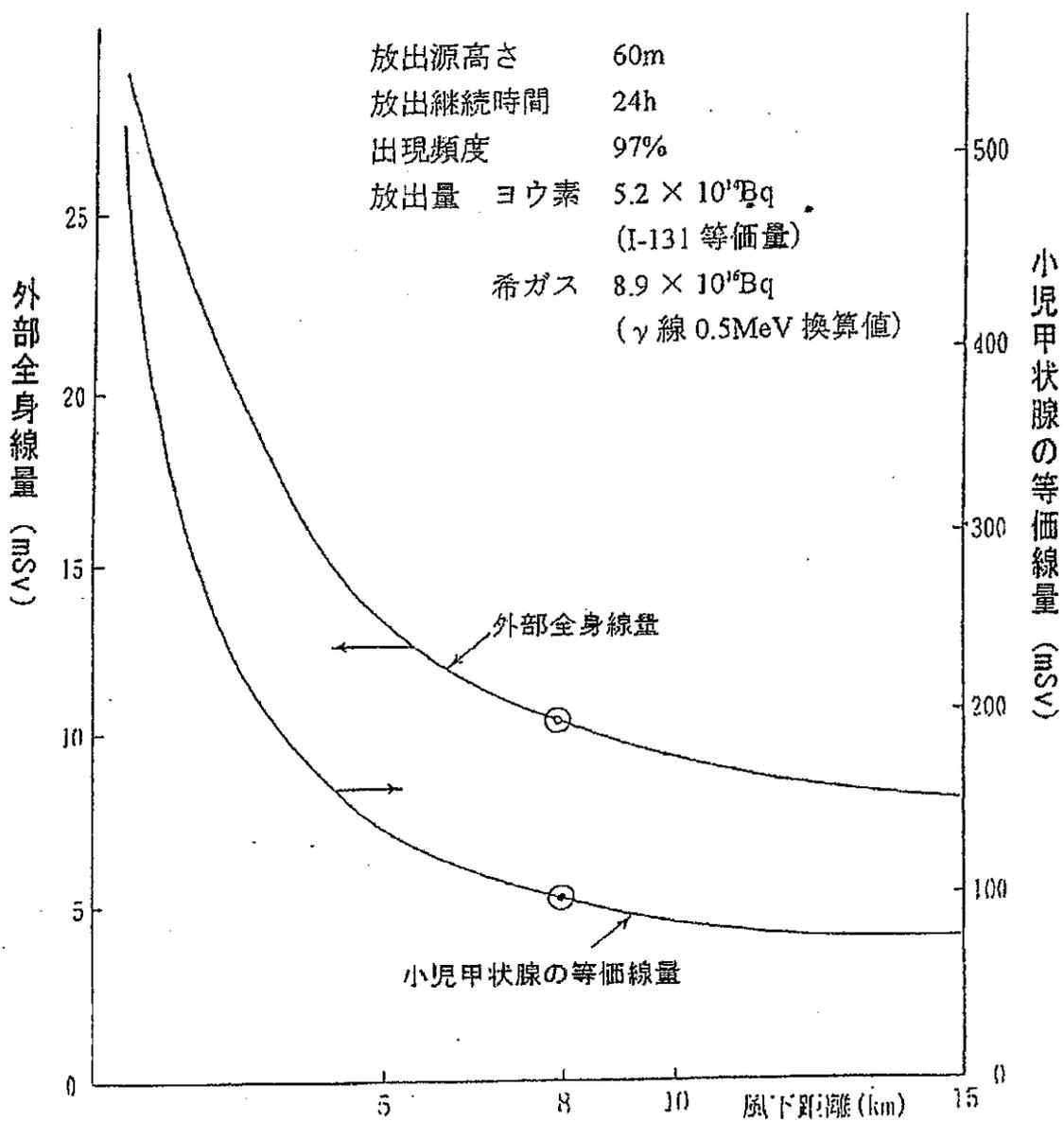
第4図 外部全身線量及び小児甲状腺の等価線量 (BWR)



第5図 外部全身線量及び小児甲状腺の等価線量 (PWR)



第6図 外部全身線量及び小児甲状腺の等価線量 (PWR)



3. 昭和54年3月28日に発生した米国のスリーマイルアイランド原子力発電所の事故は、現在までの軽水型原子力発電所の事故としては、最悪のものとされ、緊急時対策が講じられた例である。実際には、周辺公衆の個人の最大線量は、TMI敷地に最も近い居住区域において事故期間中屋外に連続的に居続けたと仮定して、外部全身最大線量100mrem (1mSv) 以下と推定されている。

この事故の全期間中に放出されたとされている希ガスの全量は、 $1.8 \times 10^6 \text{ Ci}$ ($6.7 \times 10^{16} \text{ Bq}$) (ガンマ線0.5MeV換算値) (ロゴビン報告 (NUREG/CR-1250)) とされているが、この放出量の大部分は事故発生後7日間にわたり放出された。ここでは、この放出量と同じ量の希ガスが、1日間で連続的に放出され、かつ、前述のPWR型発電所で用いた現実にはめったに遭遇しない線量を高めにする気象条件を使用して解析を行うと、外部全身線量は、10km地点で7mSv程度、8km地点で9mSv程度となり、当該区域の外側では、退避措置が必要となるような事態に至ることはないものと考えられる。

なお、TMI事故で、環境へ放出された放射性物質は、大部分が放射性希ガスであり、放射性ヨウ素は、殆んど施設内に止まっていた。

4. 昭和61年4月26日に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故においては大量の放射性物質が環境中に放出され、このため周囲30kmにわたって住民の避難が行われた。この放射性物質の大量放出は、事故発生直後に原子炉の上部構造、建屋等が重大な損傷を受け、この結果、放射能の「閉じ込め機能」が事実上完全に失われたことに加え、炉心の黒鉛が燃焼し、火災となって放射性物質の高空への吹上が生じて発生したものである。

この事故は日本の原子炉とは安全設計の思想が異なり、固有の安全性が十分ではなかった原子炉施設で発生した事故であるため、我が国でこれと同様の事態になることは極めて考えがたいことであり、我が国のEPZの考え方については基本的に変更する必要はないと考える。

(参考資料)

ソ連原子力発電所事故調査報告書

(昭和62年5月28日 原子力安全委員会ソ連原子力発電所事故調査特別委員会)

参考資料 3

**「災害対策基本法第 4 2 条
(市町村地域防災計画)」**

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災事業計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大纲
 - 一 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
- 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
- 5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(参照条文) 災害対策基本法第二条、第十六条、第三十五条、消防組織法第四条

【趣旨】

本条は、防災に関して当該市町村の処理すべき事務及び市町村の地域に係る公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災に関して処理すべき業務等を内容とする市町村地域防災計画の作成、検討、修正、定めるべき事項、都道府県知事への協議及び要旨の公表等について定めたものである。

【解説】

- 一 都道府県地域防災計画が関係機関等の処理すべき事務又は業務を包含し、その地域における総合的な運営を図ることを主たる目的としているのに対して、市町村地域防災計画は、当該市町村を中心とし、その区域における防災活動の効果的かつ具体的な実施を図ることに重点がおかれる。
- 二 第一項は、市町村地域防災計画は、各種防災計画の基本をなす防災基本計画に基づいて作成しなければならないこと、及び市町村地域防災計画は、社会情勢の変化等に応じて常に事情に沿った計画にするため、毎年検討を加え、必要があるときは修正しなければならないことを義務づけている。
市町村地域防災計画の作成については、第五条において、市町村の責務であると規定され、第十六条により、市町村防災会議の所掌事務とされている。
 - (一) 修正を必要とする場合としては、法令が改正された場合、防災基本計画、防災業務計画、都道府県地域防災計画等この計画の基本となる計画が修正された場合、地域構造等の変化に伴い計画の内容が不備となった場合等が考えられるが、このほかにも社会情勢の変化等に応じて、より実効的な計画となるよう、常に見直しを行っていくことが重要である。
 - (二) 市町村地域防災計画は、防災業務計画、都道府県地域防災計画と一体をなすものであり、相互が有機的に作用してはじめて、防災行政は効果的に推進される。したがって、防災業務計画、市町村の属する都道府県地域防災計画の内容と抵触しないことが必要である。
- 三 第二項は、市町村地域防災計画に掲げる事項を定めている。市町村地域防災計画は、市町村の地域並びにその地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としたものであるから、計画で定める事項もその目的に

沿ったものでなければならない。その内容としては、大別すると他の防災計画と同様に災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項及び災害復旧に関する事項に分けられる。

(一) 第一号において、市町村地域防災計画には、市町村及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱を掲げるものと規定している。これは、市町村等の防災対策における役割を明確にすることにより、そのいたずらな重複を避け、欠陥を補い、有機的かつ総合的な計画とするためである。

(二) 第二号の計画及び第三号の計画並びに両者の関係については、第四十条解説参照。

- 1 「防災施設」とは、公共土木施設（堤防、防災ダム等）及び公共施設（かんがい排水施設、水門等）等で防災に関係のあるものをいう。
- 2 「防災のための調査研究」には、防災活動の円滑な実施のため必要な市町村の地域内の山地、平地、河川、海岸等の地勢、地質及び気象の調査あるいは有効な災害予防のための手法の研究等がある。「防災のための調査研究」は、主として国の防災機関等が中心となって実施しているが、市町村においてもその地域における特有な防災問題を調査研究する必要がある。
- 3 「防災のための教育」としては、市町村職員、公共的団体等の防災関係者及び防火管理者等法令による者に対するものと一般住民に対するものが考えられるが、前者は専門的なものであり、後者は防災知識の普及を中心とするものである。
専門的な防災教育とは、災害の原因、特色、種類、形態等の災害理論、災害対策基本法、災害救助法、水防法、消防法等の災害関係法令、市町村地域防災計画の運用に関する事項等の教育であり、その実施方法として、講習会、研究会の実施等がある。
- 4 「防災のための訓練」には、防災関係職員に対するものと一般住民に対するものがある。前者は主として災害応急対策に関するもので、水防訓練、消防訓練、救助訓練、通信訓練、非常招集訓練等の実地訓練及び図上訓練、指導者演習等があり、後者は避難訓練を中心とするものであるが、初期消火訓練等もある。また、防災関係機関と住民が一体となり各種訓練を総合して行う総合防災訓練もある。
- 5 「災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する事項」とは、第五十六条に基づく市町村長の警報の伝達及び警告に関する事項で、内容としては、発令基準、伝達組織、伝達の手段方法等を定めるものである。
- 6 「避難に関する事項」は、市町村の災害対策の中で最も重要なものの一つであり、その内容としては、避難勧告、指示の基準の設定、伝達方法、避難方法、避難所の開設等がある。
- 7 「消火に関する事項」について、市町村地域防災計画と消防組織法に基づく消防計画の関係は、前者が計画の大綱を定め、後者がこれを受けて更に具体的な計画を定めるといふ関係である（本条運用一参照）。
- 8 「救難、救助に関する事項」については、水難救護法に基づく市町村長の救難事務の具体的計画に関する事項、災害時における人命救助の組織、方法、市町村と警察等との連絡、協力体制等を定めるものとする。
- 9 「衛生に関する事項」については、災害時における清掃（ごみ、し尿等）、防疫その他被災者の保健衛生、防疫班の組織、防疫活動、食品衛生管理等を定めるものである。
- 10 「物資の備蓄、調達」については、食糧、衣料等生活必需品をはじめとして、消火薬剤、材木、セメント、水道管等の災害応急対策に必要な資材等の備蓄、調達について定めるものである。
- 11 「配分」については、配分系統、配分方法等配分を迅速適切に行うための事項を定めるものである。
- 12 「輸送」については、応急措置のために必要な資材、人員、生活必需品等の緊急輸送を中心に定めるものである。輸送方法としては、陸上（道路、鉄道）、海上、航空輸送がある。
 - (1) 陸上輸送については、車両及び燃料の確保、代替路線の指定、不急不要の交通制限等に関する事項が中心

となる。

- (2) 海上運送については、接岸場所、陸揚げ等の事項が中心となる。なお、浸水地域に対する物資の供給手段の確保についても定めておく必要がある。
- (3) 航空輸送については、ヘリコプターによる輸送が通例であるので、ヘリコプター着地点の指定、確保を中心に、航空輸送の要請、物資投下地点の選定・整備等を定めておくことが必要である。

13 「通信」については、通信施設の利用方法、利用手続、利用順位等を定めるとともに通信網を確立しておく必要がある。災害時における通信の途絶は、災害対策活動の中核機能を失うことであるから、無線の確保はもちろん有線と無線など複数の手段の組み合わせ等も考慮する必要がある。

四 第一項及び第二項で規定する地域には、石油コンビナート等災害防止法に基づき特別防災区域は含まれない（第四十条解説五参照）。

五 第三項で「都道府県知事に協議」することとしたのは、市町村地域防災計画が都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないこと、また、同一都道府県内の他の市町村地域防災計画との関係の調整もあるので、これらの点を審査するためである。

六 第四項で「要旨の公表」を義務づけたのは、市町村の住民に計画の内容を周知させ、その実施に当たって協力を得ようとするためである。なお、公表の手段としては、市町村の公報に掲載することが通常であるが、このほか広報、新聞等にも掲載して広く住民に周知させる必要がある。

七 第五項は、第十六条第三項の規定により市町村防災会議を設置しない場合において、市町村防災会議の事務を行う市町村長が、防災計画を作成又は修正する際について、第二十一条を準用することを定めている。これは、防災関係機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳等必要な協力を求めることにより、防災計画の作成又は修正が容易にできるようにしたものである。

【運用】

2-1 「市町村地域防災計画」と「消防計画」との関係は次のとおりである。

市町村地域防災計画は、当該市町村を災害から守るための基本計画であり、その内容は、防災に関して、当該市町村の処理すべき事務を中心とし、その地域に係る公共的団体その他重要な施設の管理者の防災に関して処理すべき業務を包含するものであるから、これらの関係機関等が個別的に作成する防災に関する計画は、すべて市町村地域防災計画と相反するものであってはならないものである。

また、市町村地域防災計画は、災害対策基本法の全般の趣旨からみて、市町村の一つの機関だけで対処し得ない比較的大規模な災害に関して、関係機関相互の有機的、総合的な災害に関する予防対策、応急対策及び復旧対策について効果的かつ具体的な実施を図ることを作成の主眼としているものと解せられる。

一方、消防計画は、消防機関がその任務を果たすため、火災その他の災害に対処して迅速かつ効果的に活動できるよう事前に作成する計画である。

したがって「市町村地域防災計画」と「消防計画」との関係は、前者が消防計画の大綱を定め、後者がこれを受けてさらに具体的計画を定めるという関係にあるといえる。消防組織法第四条第十四号に定める「防災計画に基づき」とは、このような趣旨である。

この関係を更に詳説すると次のようになる。

- ① 消防計画は、消防機関独自の活動のための計画であり、当該市町村の地域防災計画と複合する部分についても細目的かつ具体的なものとする。
- ② 消防計画は、地域防災計画に基づく活動以前（各関係機関が合同して災害に対処する以前）の小災害にも消防機関として対処できるものであること。
- ③ 消防計画と地域防災計画とが複合する部分は密接な関連性を保つものであること。

二 消防について一部事務組合が設けられている場合の消防計画は、組合を構成している市町村全部の区域の計画となるので、市町村地域防災計画を作成する場合、当該市町村の区域に係る消防活動についての計画を別添作成しなければならない。

具体的には、消防組合が当該市町村の区域において実施すべき業務の大綱のほか、災害予防、災害応急対策等の事項別計画において消防組合の行うべき活動を明確に定めておくことである。

参考資料 4

「核燃料物質等の輸送時の防災 対策」

4 核燃料物質等の輸送時の防災対策

防災指針に核燃料物質等の輸送時の防災対策という項目があり、

「核燃料輸送物は収納される放射エネルギー等により、L型輸送物、A型輸送物、B型輸送物等に区分されており、また、臨界安全性の確保が必要な輸送物は核分裂性輸送物として区分されている。このうち、収納される放射エネルギーが多いB型輸送物及び臨界安全性の確保が必要な核分裂性輸送物については、国際原子力機構（IAEA）輸送規則に基づき、苛酷な事故を想定した落下試験（9m、非降伏面落下）、耐火試験（800℃、30分）、浸漬試験（深さ15m、8時間など）等の特別の試験条件が課されているため、輸送中に事故が発生したとしても、これらの輸送物の健全性は基本的には確保されると考えられる。万一、放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化するような事故が発生した場合には、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、原子炉等規正法に基づき、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮へい対策等の緊急時の措置が行われるとともに、国より、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。これらの事故対策が迅速かつ的確に行われることにより、核燃料物質等の輸送時の事故が、原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられるが、万一原子力緊急事態に至ることを想定したとしても、事故の際に対応すべき範囲が極めて狭い範囲に限定されること、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を鑑みれば、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であると考えられる。」

と記載されている。

また、防災指針の附属資料の「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」というものがあり、ここには

「想定事象として、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。遮へい性能の劣化については、800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損、密封性能の劣化については、9m落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出するこ

とを想定（風速1 m/h、大気安定度 F）等を想定して検証するも、その評価結果としては原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられ、また仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15 mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5 mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15 m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考える。」

と記載されている。

○ 法令による規定

- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第59条（運搬の基準）

第59条の2（運搬に関する確認等）

第63条（事故届）

第64条（危険時の措置）